

(続紙 1)

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	川口 博子
論文題目	ウガンダ北部紛争後の社会的秩序の再構成 —アチョリにおける死と暴力をめぐる規範と葛藤—		
(論文内容の要旨)			
<p>1986年以降20年にわたり続いたウガンダ北部紛争終結後の移行期正義のプロセスでは、国際NGOや国際刑事裁判所といったグローバルな主体が介入し、和解を促進するとともに捜査等の活動を行った。いっぽう刑事裁判が近代西洋法をローカルな社会に押しつけることへの批判から、地域固有の紛争処理技法の活用への関心が高まった。紛争当事者であるアチョリの社会には、「殺人」という最大の逸脱行為が犯された場合には、首長による調停をとおして父系出自集団が賠償財を授受することで秩序を回復させるための制度がある。本論文は、ウガンダ北中部に位置するアチョリ社会を対象に、紛争という未曾有の状況を経験し、いまま紛争後を生きる人びとが再構成する社会的秩序のあり方を論じたものである。</p> <p>序章では、アフリカで実施された移行期正義に関する先行研究を検討し、紛争後社会におけるローカルな規範、死者の弔い、そして日常性に関する議論の論点を整理して、ウガンダ北部紛争の移行期正義をめぐる従来の研究の問題点を提示した。</p> <p>第1章では、ウガンダ北部紛争に至るまでのアチョリ社会の歴史、社会構造、生業活動、在来信仰などの民族誌的背景に関する詳細を提示した。</p> <p>第2章では、ウガンダ北部紛争における、反政府軍勢力の興亡、地域住民の国内避難民化、和平交渉のプロセス、移行期正義の実施過程について概説した。ここでは、政府が、多様な移行期正義に強く介入せず、それぞれの移行期正義に対して、人びとがゆるやかに関与してきたことを示した。</p> <p>第3章では、移行期正義の担い手として復活したアチョリの首長たちの社会的地位について検討した。ある首長領を事例として、植民地期以前から現在までの歴史を検証したうえで、現在の首長の権威は、地域社会の人びととの交渉をとおして承認されることを明らかにした。</p> <p>第4章では、紛争後の賠償の事例を記述し、クランのような大きな父系出自集団ではなく、その下位の拡大家族が賠償の主体になり、人びとが規範を介しながら了解を形成し、関係性を構成していくプロセスを解明した。同時に、賠償される死は、父系出自集団間の諍いよりも、家族内の争いや不慮の事故による死であることが多いことを明らかにした。紛争期に地域住民間で生じた諍いによる死に対して紛争後に賠償することで、紛争期に生じた社会関係の混乱に秩序がもたらされていることを示した。</p> <p>第5章では、紛争下の死をふくむ不幸を、紛争以前に発生した死者に対する賠償がなされていないための災厄として人びとが再文脈化し、その死者に賠償することで、紛</p>			

争下の死者を家族の系譜のなかに位置づけなおし、生者と死者のあいだの秩序を再構成したことを解明した。同時に、帰還兵士が戦場で犯した殺人は賠償されることがないために、彼らが秩序から逸脱した状態のままであると認識されていることも示した。

第6章では、虐殺された遺体と遭遇した経験にもとづいて、人びとがいかに霊的存在を表象し、それに対処しているかを明らかにした。そのうえで、グローバルに言及されてきた霊的存在のひとつが、移行期正義の関与による構築物であった可能性を提示した。

第7章では、国際刑事裁判所の活動に対する人びとの応答を記述した。人びとは、国際刑事裁判所を中立的な第三者であるとして好意的に受け入れたものの、刑事裁判のプロセスでは被告人は紛争の終焉を象徴するスケープゴートに仕立て上げられた。このプロセスは、語りきれない紛争経験の存在を喚起し、人びとに責任の所在を問い直す機会を提供することをおして、紛争という事態を再考する契機になっていることを明らかにした。

第8章では、反政府軍によって誘拐されて兵士になった男性の紛争経験の語りを記述した。彼は、規範ではなく自らの従軍経験を参照することで、強い兵士としての自己を繰り返し提示することをおして、殺人によって生じた霊的存在がもたらす災厄に対峙していた。彼はまた、一方では自ら語りえないとする従軍経験を、日常生活のなかで断片的に吐露し、家族や隣人たちはそれを共有していた。こうした日常をおして、帰還兵士と地域住民の社会的秩序が再構成されていることを解明した。

終章では、多様な主体への複雑な関与をへて再構成された紛争後の社会的秩序について考察した。人びとは、移行期正義に対してゆるやかに関与しつつ規範を再興し、帰還兵士を加害者として措定しないやり方—すなわち地域住民間での諍いによって発生した死者や紛争期以前の死者への賠償—によって、ローカルな規範を遵守していた。また、秩序から逸脱した状態である帰還兵士の葛藤は、従軍経験という規範の外にある基準の優先と、彼をとりまく人びとによる容認という規範の停止をおして、帰還兵士を地域社会に包摂させていた。本論文は、アチョリの人びとは、紛争という未曾有の経験を、単なる混沌として把握するのではなく、現在を構成するひとつの要素として連続的にとらえることによって、社会的秩序を再構成していたことを解明した。

(論文審査の結果の要旨)

現代アフリカで相次いだ内戦や民族紛争に際し、国際社会は軍事的介入、停戦・和平への支援、国際刑事裁判所による司法介入などの形で平和構築に関与してきた。このような活動の背景にあるのは、欧米由来の「普遍的な」思想・価値観であり、とりわけ紛争後の地域社会における和解や社会的修復という局面での有効性には疑問が投げかけられてきた。本論文は、20年にわたるウガンダ北部紛争の当事者であったアチョリの人びとが持つ在来の調停制度に注目し、長期にわたる細やかな参与観察によって、紛争後の現在を生きる人びとの経験を丁寧かつ大胆に描き出した労作である。

本論文の優れた学術的意義は、以下の3点にまとめることができる。

第一は、本論文が、紛争後の和解の過程において用いられた制度に注目し、ウガンダ北部紛争に関して国際社会から提供された裁判・恩赦・賠償といった制度的動きを参照しつつ、それらに随伴しながら独自の論理で機能していたアチョリ内部の紛争調停制度を詳細に描き出した点である。外部者による応報的正義を受け入れながら、アチョリ社会の諸制度は被害者、加害者の双方を再構成された秩序の中に統合していく機能を果たしていた。常に外部の視点から語られてきた紛争後の移行期正義のあり方を、当事者社会側の視点で語り直した本研究の貢献は大きい。

第二に、ウガンダ北部紛争後の和解プロセスの受け皿となったアチョリ社会の賠償制度、なかでも「殺人」に関する制度の詳細を、単に規則として示すだけでなく、具体的に興味深い事例の丁寧な紹介によって明証したことである。本研究による、過去数十年に遡る多数の事例の検証は、近年の社会変容に伴う制度の変更や利用状況を克明に描き出しており、紛争研究という枠組みを取り払ってもなお、十分な民族誌的価値を持つと評価できる。

第三に、また本論文の最も独創的な点として、徹底的に調査対象者個人に寄り添い、そのことにより多くの調査対象者による極めて印象深い語りを引き出すことに成功した調査スタイルおよびその筆致をあげることができる。人びとが口を閉ざしがちな過去の悲惨な体験や戦時の凄惨な経験に関する聞き取りは、それ自体が極めて困難な調査であるが、本論文はそれを成し遂げた上で、さらに良質のルポルタージュを連想させる美しい文体でそれを描き切って見せた。この貢献は、紛争研究の理論的枠組みの批判的再構成や、現実的な政策提言への方向性における本論文の若干の物足りなさを補って余りあるものである。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、2021年2月2日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際

しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。